

平成十四年三月

テロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約の説明書

外務省

目次

一	概説	一
1	条約の成立経緯	一
2	条約締結の意義	一
3	条約の締結により我が国が負つこととなる義務	一
4	早期国会承認が求められる理由	二
二	条約の内容	二
1	定義	二
2	犯罪	二
3	適用除外	二
4	刑罰	三
5	法人の責任	三
6	処罰の確保	三
7	裁判権の設定	三
8	没収等	三
9	犯人又は容疑者の所在の確保	三
10	容疑者を引き渡さない場合の自国の当局への事件の付託	四
11	引渡犯罪	四
12	法律上の相互援助	四
13	財政に係る犯罪	四

14	政治犯罪	四
15	人種、宗教等を理由とする引渡請求等	四
16	抑留されている者等の移送	四
17	犯罪の防止に関する協力	五
18	訴訟手続の結果の通報	五
19	附属書の改正	五
20	紛争解決	五
21	最終条項	五
22	附属書	五
	三 条約の実施のための国内措置	六
	(参考)	七

一 概説

1 条約の成立経緯

重大なテロ事件が発生する中で、テロリズムに対する資金供与の問題への取組の必要性が強く認識されるようになったことを背景として、平成八年（千九百九十六年）七月にG7及びロシアが参加してパリで開催されたテロリズムに関する閣僚会合において、テロリズムに対する資金供与を阻止するための措置をとることをすべての国に要請することとなった。これを受けて、国際連合総会決議第二百十号（第五十一回会期）により設置されたアド・ホック委員会において条約の草案の検討が行われた結果、平成十一年（千九百九十九年）十二月九日、第五十四回国際連合総会において、この条約が採択された。

2 条約締結の意義

この条約は、一定のテロリズムの行為を行うために使用される資金を提供し又は収集する行為を犯罪として定め、その犯罪についての裁判権の設定、その犯罪に使用された資金の没収等につき規定するものである。我が国がこの条約を締結することは、テロリズムに対する資金供与の防止に関する国際協力の強化に資するとの見地から有意義であると認められる。

3 条約の締結により我が国が負うこととなる義務

この条約の締結により我が国が負うこととなる主要な義務の概要は、次のとおりである。

(1) 一定のテロリズムの行為を行うために使用されることを意図して又は知りながら資金を提供し又は収集する行為、その未遂、そのような行為に加担する行為等について、その重大性を考慮した適当な刑罰を科することができるようにする。これらの行為が我が国の領域内で行われる場合、これらの行為が我が国の船舶内又は航空機内で行われる場合、これらの行為が我が国の国民によって行われる場合及び容疑者が我が国の領域内に所在し、かつ、この条約に従って裁判権を設定した他の締約国にその容疑者を引き渡さない場合において、我が国の裁判権を設定するため、必要な措置をとる。

(2) 我が国の法的原則に従い、(1)の犯罪の実行を目的として使用された資金等の没収等を行うための適当な措置をとる。

(3) 容疑者が我が国の領域内に所在し、かつ、この条約に従って裁判権を設定し、いずれの締約国に対してもその容疑者を引き渡さない場合には、訴追のため我が国の権限のある当局に事件を付託する。

(4) (1)の犯罪を引渡犯罪とする。

4 早期国会承認が求められる理由

昨年九月十一日に米国で発生した同時多発テロ事件後、テロリズムの撲滅が国際社会の最重要課題とされる中、同月二十日に発表されたG8首脳声明及び同月二十八日に採択された国際連合安全保障理事会決議第千三百七十三号において、この条約を含むテロリズム防止関連十二条約のできる限り速やかな締結が強く求められていることから、我が国としても、この条約を早期に締結することが望ましい。

二 条約の内容

この条約は、前文、本文二十八箇条、末文及び附属書から成り、その概要は、次のとおりである。

1 定義（第一条）

この条約の適用上、「資金」とは、有形であるか無形であるか、動産であるか不動産であるか及び取得の方法のいかんを問わず、あらゆる種類の財産及びこれらの財産に関する権原又は権利を証明するあらゆる形式の法律上の書類又は文書（電子的な又はデジタル式のものを含む。）をいう。

2 犯罪（第二条）

附属書に掲げるいずれかの条約の適用の対象となり、かつ、当該いずれかの条約に定める犯罪を構成する行為及び文民等の死又は身体の重大な傷害を引き起こすことを意図する他の行為であって、当該行為の目的が住民を威嚇し又は何らかの行為を行うこと若しくは行わないことを政府等に対して強要することであるもの（以下「対象犯罪」という。）を行うために使用されることを意図して又は知りながら、手段のいかんを問わず、直接又は間接に、不法かつ故意に、資金を提供し又は収集する行為、その未遂、そのような行為に加担する行為等を犯罪とする。

3 適用除外（第三条）

この条約は、犯罪が単一の国において行われ、容疑者が当該国の国民であり、当該容疑者が当該国の領域内に所在し、かつ、他のいずれの国もこの条約に基づいて裁判権を行使する根拠を有しない場合には、適用しない。

4 刑罰（第四条）

締約国は、第二条に定める犯罪について、その重大性を考慮した適当な刑罰を科することができるようにする。

5 法人の責任（第五条）

締約国は、自国の領域内に所在している法人等の経営者が第二条に定める犯罪を行った場合には、当該法人が責任を負つことを可能とするために必要な措置をとる。

6 処罰の確保（第六条）

締約国は、この条約上の犯罪が政治的、哲學的その他同様の考慮によって正当化されないことを確保するため、必要な措置をとる。

7 裁判権の設定（第七条）

(1) 締約国は、第二条に定める犯罪が自国の領域内で行われる場合、自国の船舶内又は航空機内で行われる場合及び自国民によって行われる場合において当該犯罪についての自国の裁判権を設定するため、必要な措置をとる。

(2) 締約国は、(a)対象犯罪が自国の領域内では自国の国民に対して行われる場合、(b)対象犯罪が国外にある自国の国の施設等に対して行われる場合、(c)対象犯罪が、自国に対して何らかの行為を行うこと又は行わないことを強要する目的で行われる場合等に第二条に定める犯罪についての自国の裁判権を設定することができる。このような裁判権を設定した場合及びその後変更した場合に、国際連合事務総長に通報する。

(3) 締約国は、容疑者が自国の領域内に所在し、かつ、この条約に従って裁判権を設定した他のいずれの締約国に対しても当該容疑者を引き渡さない場合において自国の裁判権を設定するため、必要な措置をとる。

8 没収等（第八条）

締約国は、第二条に定める犯罪の実行を目的として使用された資金等の没収等を行うための適当な措置をとる。

9 犯人又は容疑者の所在の確保（第九条）

犯人又は容疑者が領域内に所在する締約国は、状況によって正当であると認める場合には、当該犯人又は容疑者の所在を確実にす

るため、自国の国内法により適当な措置をとる。

10 容疑者を引き渡さない場合の自国の当局への事件の付託（第十条）

容疑者が領域内に所在する締約国は、第七条の規定が適用される場合において、当該容疑者を引き渡さないときは、訴追のため自国の権限のある当局に事件を付託する。

11 引渡犯罪（第十一条）

第二条に定める犯罪は、締約国間の犯罪人引渡条約における引渡犯罪とみなされる。

12 法律上の相互援助（第十二条）

締約国は、第二条に定める犯罪について行われる捜査、刑事訴訟又は犯罪人引渡しに関する手続について、相互に最大限の援助を与える。締約国は、銀行による秘密の保持を理由としては、法律上の相互援助の要請を拒否することができない。

13 財政に係る犯罪（第十三条）

財政に係る犯罪に係ることをのみを理由として、第二条に定める犯罪を根拠とする犯罪人引渡しの請求又は法律上の相互援助の要請を拒否することはできない。

14 政治犯罪（第十四条）

政治犯罪、政治犯罪に関連する犯罪又は政治的な動機による犯罪に係ることをのみを理由として、第二条に定める犯罪を根拠とする犯罪人引渡しの請求又は法律上の相互援助の要請を拒否することはできない。

15 人種、宗教等を理由とする引渡請求等（第十五条）

この条約のいかなる規定も、第二条に定める犯罪に関する犯罪人引渡しの請求等を受けた締約国が当該請求等が人種、宗教等を理由として当該請求等の対象となる者の訴追等をするために行われたと信ずるに足りる実質的な根拠がある場合等には、引渡し等を行う義務を課するものと解してはならない。

16 抑留されている者等の移送（第十六条）

一の締約国の領域内において抑留され又は刑に服している者については、当該者が第二条に定める犯罪の捜査又は訴追のための証

抛の収集に係る援助の提供のために他の締約国において出頭することが要請された場合において、一定の条件が満たされるときは、移送することができる。

17 犯罪の防止に関する協力（第十八条）

締約国は、第二条に定める犯罪の自国の領域内における準備を防止し及びこれに対処するため、当該犯罪の実行についての助長等をする個人及び団体が行う不法な活動を禁止する措置並びに金融機関等に対して顧客の身元を確認するための措置をとること、犯罪活動から生じた疑いのある取引を報告すること等を要求する措置を含むあらゆる実行可能な措置をとることにより、当該犯罪の防止について協力する。

18 訴訟手続の結果の通報（第十九条）

容疑者を訴追した締約国は、訴訟手続の確定的な結果を国際連合事務総長に通報する。

19 附属書の改正（第二十三条）

附属書は、一定の要件を満たす関連条約を加えることによる改正を行うことができる。

20 紛争解決（第二十四条）

この条約の解釈又は適用に関する紛争は、仲裁に付され又は国際司法裁判所に付託される。

21 最終条項（第二十五条から第二十八条まで）

署名、批准等、効力発生、廃棄、寄託者等について規定している。

22 附属書

航空機の不法な奪取の防止に関する条約

民間航空の安全に対する不法な行為の防止に関する条約

国際的に保護される者（外交官を含む。）に対する犯罪の防止及び処罰に関する条約

人質をとる行為に関する国際条約

核物質の防護に関する条約

民間航空の安全に対する不法な行為の防止に関する条約を補足する国際民間航空に使用される空港における不法な暴力行為の防止に関する議定書

海洋航行の安全に対する不法な行為の防止に関する条約

大陸棚に所在する固定プラットフォームの安全に対する不法な行為の防止に関する議定書

テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約

三 条約の実施のための国内措置

1 この条約の実施のため、公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等に関する法律案が今次国会に提出されている。また、この条約の実施に関連するものとして、金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律案並びに外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案が今次国会に提出されている。

2 この条約の実施のためには、新たな予算措置を必要としない。

(参考)

1 採択 平成十一年十二月九日 ニュー・ヨークにおいて採択

2 効力発生 平成十四年二月二十日現在 未発効(二十二番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずる。)

3 署名国 百三十二箇国

アルバニア、アルジェリア、アンドラ、アルゼンティン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、アゼルバイジャン、バハマ、バハレーン、バルバドス、ベラルーシ、ベルギー、ベリーズ、ベナン、ブータン、ボリヴィア、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ボツワナ、ブラジル、ブルガリア、ブルンディ、カンボディア、カナダ、カーボ・ヴェルデ、中央アフリカ、チリ、中華人民共和国、コロンビア、コモロ、コンゴ民主共和国、コンゴ共和国、クック諸島(*)、コスタ・リカ、クロアチア、キューバ、サイラス、チェッコ、デンマーク、ジブティ、ドミニカ共和国、エクアドル、エジプト、エストニア、フィンランド、フランス、ガボン、グルジア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、グアテマラ、ギニア、ギニア・ビサオ、ホンデュラス、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、アイルランド、イスラエル、イタリア、ジャマイカ、日本国、ジョルダン、ケニア、大韓民国、ラトヴィア、レソト、リビア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルグ、マケドニア旧ユーゴスラヴィア共和国、マダガスカル、マリ、マルタ、モリシアス、メキシコ、ミクロネシア、モルドヴァ、モナコ、モンゴル、モロッコ、モザンビーク、ミャンマー、ナミビア、ナウル、オランダ、ニュー・ジーランド、ニカラグア、ナイジェリア、北朝鮮(*)、ノールウェー、パラオ、パナマ、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、ルワンダ、セント・ヴィンセント、サモア、サン・マリノ、サウディ・アラビア、セイシェル、シエラ・レオネ、シンガポール、スロヴァキア、スロヴェニア、ソマリア、南アフリカ共和国、スペイン、スリ・ランカ、スーダン、スウェーデン、スイス、タジキスタン、タイ、トーゴ、テュニジア、トルコ、ウガンダ、ウクライナ、連合王国、アメリカ合衆国、ウルグアイ、ウズベキスタン、ヴェネズエラ、ユーゴスラヴィア連邦共和国

(* 我が国は、国家として承認していない。)

4 締約国 平成十四年二月二十日現在 二十一箇国

アルジェリア、アゼルバイジャン、ボリヴィア、ボツワナ、カナダ、チリ、キューバ、サイプラス、フランス、グレナダ、グアテマ
ラ、レソト、マルタ、モナコ、オランダ、パラオ、ペルー、セント・ヴィンセント、スリ・ランカ、連合王国、ウズベキスタン